

ドイツ、フランスの制度に関する検討の視点

(ドイツ)

- 利益剥奪請求権
 - ・ 請求権の性質をどのようなものと理解し、位置付けるか。被害回復とは異なる違法行為の抑止のための制度と捉えた場合、課徴金や罰金との仕分けをどのように考えるか。
 - ・ 主体として、行政ではなく適格消費者団体とすることができるか。その場合、現行の差止請求権の延長線上に位置付けることが可能か。
 - ・ 対象行為は現行の差止請求権と同様でよいか。
 - ・ 複数の主体が同一の事件について請求権を行使する場合の対処として、現行消費者契約法第12条の2の規律を活用することができるか。
 - ・ 剥奪される利益の額をどのように定め、どのように算定するか。被害回復を目的とする損害賠償請求とは別異の制度として位置付けた場合は、どうか。
 - ・ 剥奪された利益は国庫に帰属するものとすべきか。被害者に分配する手続を創設すべきか。アメリカの近似的分配のような取扱いをすべきか。

(フランス)

- 私訴権
 - ・ 集团的利益—抽象的消費者全体の損害とは何か。具体的にはどのようなものを想定すればよいか。例えば、適格消費者団体が消費者利益の擁護のために要した費用相当分を抽象的消費者全体の損害と捉えられるか。
- グループ訴権制度
 - ・ 「責任確認判決」の法的性格をどのように捉えればよいか。
 - ・ 第二段階は我が国の「少額訴訟」を地裁でもできるようにしたイメージか。
 - ・ 事案にもよるが、現在の集団訴訟においても、総論的争点（例えば、ある有害物質を含む工場排水を体内に摂取すると定型的な症候群が生じるといえるかどうか、その点について被告に責任原因があるかどうか）と各論的争点（被告の故意過失、原告の損害の発生、因果関係の存否等）とを区分した審理がされているのではないか。